

稲沢市分別収集計画

(第 1 1 期)

令和 7 年 6 月

愛 知 県 稲 沢 市

目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項・・	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分・・・・・・・・	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・・・・・・	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・	6
12	その他容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・	7

稲沢市分別収集計画（第 1 1 期）

令和 7 年 6 月

1 計画策定の意義

快適で住みよい生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、循環型社会の形成に向けて、ごみ減量化、資源化の推進などを進めてきたことや、人口減少等の影響もあり、ごみ処理量は微減の状況が続いている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づき策定し、容器包装廃棄物の分別収集による 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に際し、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進し、令和 9 年 2 月よりプラスチック製品の一括収集を開始する。

本計画の推進により、ごみ減量化や環境負荷の少ない地域社会の実現、資源の有効利用を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指す。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）ごみの排出抑制、リサイクルを基本としたまちづくりの推進
- （2）市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減
- （3）容器包装廃棄物の一層の減量化、最終処分場への搬入量の削減

3 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき、令和 9 年 2 月より製品プラスチックをプラスチック製容器包装と一括して分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	129 t	126 t	123 t	121 t	120 t
アルミ製容器	127 t	123 t	120 t	117 t	115 t
ガラス製容器	514 t	502 t	492 t	485 t	480 t
飲料用紙容器	126 t	122 t	118 t	115 t	113 t
段ボール製容器	1,031 t	977 t	930 t	890 t	856 t
紙製容器包装	713 t	698 t	687 t	679 t	675 t
ペットボトル	331 t	328 t	326 t	324 t	322 t
プラスチック製 容器包装	1,943 t	1,918 t	1,906 t	1,895 t	1,884 t
製品プラスチック	85 t※	497 t	490 t	486 t	483 t
容器包装廃棄物 及び製品プラスチック 合計	4,999 t	5,291 t	5,192 t	5,112 t	5,048 t

※令和8年度の製品プラスチックの排出量は、分別収集を令和9年2月から開始するため2か月分で計上する。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図るものとする。

（1）過剰包装の抑制・レジ袋の削減

簡易包装の普及、レジ袋削減・マイバッグ持参運動を推進するため、広報・啓発活動を行う。

（2）使い捨て容器の消費の抑制

食品トレイをはじめとした使い捨てのプラスチック製容器の消費を抑制するために、広報・啓発活動を行う。

（3）出前講座

ごみの減量化やリサイクルの促進などについて、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種団体からの要請に応じて職員が説明を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

また、市民の協力度及び負担、市の収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められる製品プラスチックの排出量も推計する。

分別収集をする容器包装廃棄物 及び製品プラスチック廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール缶・小物の鉄類 アルミ缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん（無色） ガラスびん（茶色） ガラスびん（緑色） ガラスびん（その他の色）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック （飲料用紙パック）
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	ミックスペーパー（飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、調味料等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	91 t		89 t		87 t		86 t		85 t	
主としてアルミ製の容器	63 t		61 t		59 t		58 t		57 t	
無色のガラス製容器	(合計) 200 t		(合計) 195 t		(合計) 191 t		(合計) 188 t		(合計) 186 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 200 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 195 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 191 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 188 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 186 t
茶色のガラス製容器	(合計) 124 t		(合計) 121 t		(合計) 119 t		(合計) 117 t		(合計) 116 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 124 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 121 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 119 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 117 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 116 t
その他のガラス製容器	(合計) 78 t		(合計) 76 t		(合計) 74 t		(合計) 73 t		(合計) 72 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 50 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 49 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 47 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 47 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 46 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	29 t		28 t		27 t		26 t		26 t	
主として段ボール製の容器	392 t		371 t		353 t		338 t		325 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 184 t		(合計) 180 t		(合計) 177 t		(合計) 175 t		(合計) 174 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 184 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 180 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 177 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 175 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 174 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ、調味料等再商品化に適した商品を充填するためのもの	(合計) 155 t		(合計) 153 t		(合計) 152 t		(合計) 151 t		(合計) 150 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 155 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 153 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 152 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 151 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 150 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1353 t		(合計) 1335 t		(合計) 1327 t		(合計) 1319 t		(合計) 1311 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 1353 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 1335 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 1327 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 1319 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 1311 t
(うち白色トレイ)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量	(引)渡 量	(独)自 処 理 量	(引)渡 量	(独)自 処 理 量	(引)渡 量	(独)自 処 理 量	(引)渡 量	(独)自 処 理 量
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 81 t		(合計) 471 t		(合計) 461 t		(合計) 455 t		(合計) 453 t	
	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 81 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 471 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 461 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 455 t	(引)渡 量	(独)自 処 理 量 453 t

※令和8年度の製品プラスチックの見込み量は、分別収集を令和9年2月から開始するため2か月分で計上する

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

（例）特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和8年度以降については、対前年比が1.0を超えるものについては減量策を実施するものとして0.5%を減じ、1.0未満のものについては自然減の傾向にあるものの1.0に近づくものと推定し0.5%を加える。0.5%の加減により対前年比が1.0をまたぐものについては、以降の対前年比を1.0とする。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき令和9年2月より開始するプラスチック製品一括回収における製品プラスチックの分別収集計画量を推計する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、子ども会などの市民団体による集団回収についても、引き続き奨励金の交付による支援を行い、市民団体による回収を促進する。これらの収集方法に加え、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックを除く容器包装廃棄物について、環境センターでの拠点回収を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶・小物の鉄類	市による定期収集、市民団体による集団回収、拠点回収	民間事業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん（無色）	市による定期収集、市民団体による集団回収、拠点回収	民間事業者
	茶色のガラス製容器	ガラスびん（茶色）		
	その他の色のガラス製容器	ガラスびん（緑色） ガラスびん（その他）		
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	市による定期収集、市民団体による集団回収、拠点回収	民間事業者
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	ミックスペーパー		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集、市民団体による集団回収、拠点回収	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む) ※（プラスチック資源）	市による定期収集	民間事業者
	製品プラスチック	プラスチック資源		

※令和9年2月よりプラスチック製容器包装と一括して製品プラスチックの分別収集を開始するため、令和9年2月以降はその他のプラスチック製容器包装の収集に係る分別の区分をプラスチック資源に変更する

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集に係るかご等の容器及び車両等は、現行の方法で行う。

なお、選別、圧縮、保管施設は、民間事業者を活用する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	スチール缶・小物の鉄類	プラ製かご	トラック	民間事業者
	アルミ製容器	アルミ缶	布製袋又は箱		
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん（無色）	プラ製かご	トラック	民間事業者
	茶色のガラス製容器	ガラスびん（茶色）			
	その他の色のガラス製容器	ガラスびん（緑色） ガラスびん（その他）			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	なし （ひもで束ねる）	トラック	民間事業者
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	ミックスペーパー	なし （ひもで束ねる、紙袋・ビニール袋に入れる）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	布製袋	トラック	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 （白色トレイを含む） ※（プラスチック資源）	市指定袋	塵芥車	民間事業者
	（白色発泡スチロール製食品トレイ）				
	製品プラスチック	プラスチック資源			

※令和9年2月よりプラスチック製容器包装と一括して製品プラスチックの分別収集を開始するため、令和9年2月以降はその他のプラスチック製容器包装の収集に係る分別の区分をプラスチック資源に変更する

12 その他容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものとするために、計画の推進にあたり取り組むべき事項は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、引き続き廃棄物減量等推進審議会を開催する。

(2) 地域力の活性化

地域やNPO法人・福祉団体等と連携を図り、リサイクル活動を推進する。

(3) 集団回収への支援

市で行う分別収集とは別に、子ども会などの市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金を交付し支援する。

(4) 計画の推進

計画の推進にあたっては、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、毎年減量目標値のチェック、施策の効果測定等の進行管理を行うこととする。

稲沢市分別収集計画

(第11期)

令和8年度～令和12年度

令和7年6月策定

発行 稲沢市

編集 稲沢市経済環境部資源対策課

稲沢市中野川端町74番地（環境センター内）

電話 0587-36-0135